

令和7年度 広島市立広島工業高等学校 部活動の方針

1 基本方針（ねらい）

- (1) 部活動を生徒一人一人の個性を発揮する場ととらえ、生徒の能力や特性、趣味の拡大を図る。
- (2) 同じ目的、目標をもつ者同士が集団の中で高め合うことを通して、学校生活に豊かさをもたらす、人間性や社会性を養う。
- (3) 学級や学年を離れて生徒が活動を組織し展開することにより、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。

2 適切な運用のための体制

(1) 活動計画等の作成及び公表

- ア 部活動顧問は、本方針に則り、年間の活動計画や毎月の活動計画、活動実績を作成し、校長に提出する。
- イ 校長は、年度当初に各部活動の活動計画を学校のホームページで公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 教職員は、校長のリーダーシップの下、他の顧問と連絡・調整をしながら、長時間勤務の解消に向け、業務改善や勤務時間管理等を行い、部活動の円滑な実施に努める。
- イ 部の新設や廃止等を含めた部活動の管理・運営については、本校の「クラブ等に関する規定」に基づき、適切に行う。

3 安全で効率的・効果的な活動の推進

- (1) 部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (2) 部活動顧問は、生徒が意欲を持って、主体的に活動することができるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、専門的な指導者の助言を参考にするなどして、安全で効果的な指導を行う。
- (3) 部活動顧問は、生徒がバーンアウト状態(燃え尽き症候群)になることなく、技能や記録の向上等、それぞれの目標を達成できるよう、各中央競技団体や関係団体等が作成する指導手引を活用し、医・科学的な見地に基づいた指導を行う。
- (4) 休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

4 休養日及び活動時間等

(1) 休養日

【平日】原則、月曜日を休養日とする

【週末】土曜日又は日曜日のどちらか1日

ただし、週末の大会が連続することなどにより、週当たり2日以上休養日の確保が難しい場合は、年間を通じた休養日の平均が週2日以上となるよう、休養日を他の日に振り替えることができるものとする。

【長期休業中】

以下の点に留意して、休養日の設定を行う

- a 学期中に準じた扱いを行う
- b 公式戦への参加等、特別な場合を除き、学校閉庁日には部活動を行わない
- c ある程度まとまった休養期間(オフシーズン)を設定する

(2) 活動時間

【平日】 2時間程度

【週末】 3時間程度

ただし、大会等の参加前に活動時間を確保する必要があることなどにより、上記の基準内で活動することが難しい場合は、年間を通じた活動時間の平均が週16時間未満で活動することができるものとする。

また、校長は、高温注意情報が発せられるなど、熱中症がより発生しやすい天候状況下にある場合には、部活動の中止、延期及び時間短縮等について、速やかに判断し、適切な処置を取ることとする。

(3) 完全下校時間

4月	19:00	7月	19:00	10月	19:00	1月	19:00
5月	19:00	8月	19:00	11月	19:00	2月	19:00
6月	19:00	9月	19:00	12月	19:00	3月	19:00

(4) その他(朝練習や定期考査期間中の活動等)

① 始業前の朝の時間帯の練習は、原則、行わないこととする。ただし、特段の事情があり、部活動顧問から申し出があった場合は、事前に保護者の理解を得て、校長が期間を決めてこれを許可することができるものとする。

② 定期考査時間割発表後も、以下の場合は、所定の「許可願」を提出し、校長の許可を得ることにより部活動を行うことができるものとする。ただし、考査週間の活動は1時間以内、考査期間中の活動は3時間以内、休日の活動は3時間以内とする。

○定期考査最終日から2週間以内に公式の大会・試合がある場合。

○定期考査最終日から2週間以内に検定・資格試験がある場合。

○校長が特に認めた場合。(定期考査終了日から1ヶ月以内に、全国大会につながる大会がある場合など)

※定期考査期間中に活動する場合は、顧問が部員の学習状況を確認することを前提とする。

5 学校単位で参加する大会等

- (1) 高体連主催の県総体、県選手権、新人戦(地区予選も含む)
- (2) 高野連主催の大会
- (3) 工業クラブ連盟主催の大会
- (4) その他、これらに準ずる大会